

平成 30 年度 地方独立行政法人大阪市民病院機構  
有期雇用職員（手話通訳者）採用候補者の募集について

1. 募 集 職 種 手話通訳者
2. 業 務 内 容 病院における手話通訳業務
3. 応 募 条 件
  - ・採用日において満 65 歳未満の方（学歴は問いません。）
  - ・手話通訳士及び都道府県登録手話通訳者またはそれと同様の手話通訳の技術を有する方
  - ・地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第 5 条（各就業規則により準用する場合を含みます。）に該当される方は、受験することができません。※ 医療機関での手話通訳者としての実務経験がある方を推奨します。

大阪市民病院機構就業規則第 5 条（抜粋）

第 5 条 次の各号に該当する者は職員となることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から 2 年を経過していない者
4. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 募 集 人 数 若干名
5. 勤 務 先 【大阪市立総合医療センター】  
所在地：大阪市都島区都島本通 2-13-22
6. 雇 用 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで  
（2 回を上限に更新する制度がありますが、更新の可否については、勤務態度等により判断します。また、更新日において満 65 歳未満の方に限ります。）
7. 勤 務 時 間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（1 日 7 時間 45 分×週 5 日）  
（勤務日数については相談に応じます。）
8. 給 与 額 月額 264,000 円若しくは時間額 1,650 円（予定）  
※「7. 勤務時間」に記載の勤務形態（1 日 7 時間 45 分×週 5 日）の場合は月額、その他の勤務形態の場合は時間給となります。  
※ただし、大阪市の一般職に属する職員であった者は上記金額から 1.5%の減額となる予定です。  
※その他、時間外勤務手当、通勤手当などがあります。  
※制度改正があった場合は、金額等が変更される場合があります。
9. 休 暇 等 年次休暇、夏季休暇、忌引などの休暇制度があります。
10. 各種保険制度 全国健康保険協会管掌保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険

※全国健康保険協会管掌保険、厚生年金及び雇用保険は1週間の所定労働時間が20時間以上の方を対象とします。ただし、全国健康保険協会管掌保険については、別途条件があります。

## 11. 応募方法

### (1) 提出書類

応募される方は、次の書類を郵送又は持参してください。

- ・大阪市民病院機構有期雇用職員（手話通訳者）採用候補者申込書
- ・手話通訳士の認定証または都道府県登録証の写し（所持者のみ）〔A4サイズで複写〕

※封筒の表に「手話通訳者採用候補者申込書在中」と朱書してください。

### (2) 書類提出先

〒534-0027

大阪市都島区中野町5-15-21 大阪市都島センタービル5階

大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）

電話：06-6929-3687

### (3) 応募締切

**平成30年1月26日（金）17時まで ※必着**

## 12. 選考方法

### 面接試験

下記日程で面接試験を実施します。

応募締切後に応募者に集合時間等の詳細を通知します。

試験日の前日までに通知が無い場合は、大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）（電話：06-6929-3687）までお問合せ下さい。

**試験日 平成30年2月3日（土）**

## 13. その他

・申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。

・提出書類はお返しいたしません。提出書類により取得した個人情報は採用試験の実施の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類については、採用に係る事務手続等に使用します。

・就業規則等掲載場所 [地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内](#)

《案内図》



(最寄り駅からの案内)

大阪市営地下鉄（谷町線）都島駅 2号出口から西へ徒歩3分

JR西日本（大阪環状線）桜ノ宮駅 東出口から北へ徒歩7分